

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和7年群馬県規則第40号） 新旧対照表

改正案	現行
群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則 （趣旨） 第一条 この規則は、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成二十五年群馬県条例第四十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （用語） 第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。 （土壌基準） 第三条 条例第六条の土壌基準は、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、当該土壌基準は、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。 （国又は地方公共団体に準ずる団体） 第四条 条例第八条第一項第二号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 一 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社 二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により認可された土地改良区、同法第七十七条第二項の規定による認可を受けた土地改良区連合並びに同法第九十五条第一項の規定による認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構及び同法第三条に規定する資格を有する者 三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定により知事の認可を受けた者、同法第十四条第一項の規定により設立された土地区画整理組合及び同法第五十一条の二第一項に規定する認可を受けた株式会社 四 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）に規定する地方住宅供給公社 五 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項の規定により設立された土地開発公社 六 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人 七 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人	群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則 （趣旨） 第一条 この規則は、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成二十五年群馬県条例第四十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （用語） 第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。 （土壌基準） 第三条 条例第六条の土壌基準は、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、当該土壌基準は、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。 （国又は地方公共団体に準ずる団体） 第四条 条例第八条第一項第二号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 一 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社 二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により認可された土地改良区、同法第七十七条第二項の規定による認可を受けた土地改良区連合並びに同法第九十五条第一項の規定による認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構及び同法第三条に規定する資格を有する者 三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定により知事の認可を受けた者、同法第十四条第一項の規定により設立された土地区画整理組合及び同法第五十一条の二第一項に規定する認可を受けた株式会社 四 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）に規定する地方住宅供給公社 五 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項の規定により設立された土地開発公社 六 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人 七 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人

八 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）に規定する日本下水道事業団 九 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、<u>地方公共団体に準ずる者と知事が認めたもの</u> 2 前項第九号の規定<u>の適用</u>を受けようとする者は、_____ _____次に掲げる書類を_____知事に提出しなければならない。 一 定款又は寄附行為 二 法人の登記事項証明書 <u>三 土壤の汚染の防止を適確に行うことができることを証する書類</u> _____ 四 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類 (削除) (法令等の規定に基づく土砂等による埋立て等) 第五条 条例第八条第一項第三号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。 一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の認可を受けた採取計画（同法第三十三条の五第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があったときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。）に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等 二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の認可を受けた採取計画（同法第二十条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があったときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。）に係る砂利採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該砂利採取場の区域における埋立て等 三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第十五条第一項の許可を受けた産業廃棄物処理施設における覆土又は覆土のために<u>当該一般廃棄物処理施設内及び当該産業廃棄物処理施設内において</u>行う土砂等による埋立て等 (土砂等の搬入計画の届出を要しない土砂等による埋立て等)	八 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）に規定する日本下水道事業団 九 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、<u>知事が地方公共団体に準ずる者として認定した者</u> 2 前項第九号の規定による認定を受けようとする者は、<u>地方公共団体に準ずる者の認定申請書（別記様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u> 一 定款又は寄附行為 二 法人の登記事項証明書 <u>三 直近三年間に終了した各事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書</u> 四 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類 3 知事は、前項の申請が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、<u>地方公共団体に準ずる者の認定をするものとする。</u> 一 <u>土壤の汚染及び災害の発生の防止を適確に行うことができる見込みのあること。</u> 二 <u>特定事業を適確に行うに足りる経理的基礎を有すること。</u> (法令等の規定に基づく土砂等による埋立て等) 第五条 条例第八条第一項第三号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。 一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の認可を受けた採取計画（同法第三十三条の五第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があったときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。）に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等 二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の認可を受けた採取計画（同法第二十条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があったときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。）に係る砂利採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該砂利採取場の区域における埋立て等 三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第十五条第一項の許可を受けた産業廃棄物処理施設における覆土又は覆土のために _____ _____を行う土砂等による埋立て等 (許可 _____ を要しない土砂等による埋立て等)
--	--

第六条 条例第八条第一項第五号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。 一 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等 二 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土砂等による埋立て等 <u>(土砂等の搬入計画の届出)</u> 第七条 条例第八条第二項の届出書は、埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書(別記様式第二号)とする。 <u>(削除)</u> 2 条例第八条第三項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 一 <u>埋立等区域</u>の位置を示す図面 二 <u>埋立等区域</u>の付近の見取図 <u>(削除)</u> 三 条例第八条第一項の規定による届出をしようとする者(以下「<u>届出者</u>」という。)が個人である場合にあっては、<u>届出者の住民票の写し</u> 四 <u>届出者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 五 <u>埋立等区域</u>の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第十四条第一項に規定する地図の写し又は同条第四項に規定する地図に準ずる図面の写し <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 六 <u>埋立等区域</u>の現況平面図、現況断面図及び面積計算書 <u>(削除)</u>	第六条 条例第八条第一項第五号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。 一 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等 二 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土砂等による埋立て等 <u>(許可の申請)</u> 第七条 条例第八条第二項の申請書は、特定事業許可申請書(別記様式第二号)とする。 2 条例第八条第二項第十号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 法人にあっては、その役員の氏名及び住所 二 施工管理者が通常所在する事務所等の所在地及び電話番号 3 条例第八条第三項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 一 特定事業区域の位置を示す図面 二 特定事業区域の付近の見取図 三 <u>土砂等埋立等区域の見取図</u> 四 条例第八条第一項に規定する許可を受けようとする者(以下「<u>申請者</u>」という。)が個人である場合にあっては、<u>申請者の住民票の写し</u> 五 <u>申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書及び法人の役員の全員の住民票の写し</u> 六 特定事業施工に係る資金調達計画書(別記様式第三号) 七 申請者が個人である場合にあっては、資産及び負債に関する調書(別記様式第四号)、直近三年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 八 申請者が法人である場合にあっては、直近三年間に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 九 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第十四条第一項に規定する地図の写し又は同条第四項に規定する地図に準ずる図面の写し 十 申請者が特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあっては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類 十一 特定事業の施工が請負によって行われる場合にあっては、当該請負の契約書の写し 十二 施工管理者の住民票の写し 十三 特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書 十四 特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図
---	--

七 <u>埋立等区域</u> の計画平面図及び計画断面図 八 <u>埋立て等をする土砂等の予定容量計算書</u> (削除) (削除) (削除) (削除) 九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類	十五 <u>土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書</u> 十六 <u>埋立て等をする土砂等の予定容量計算書</u> 十七 <u>条例第九条第三項の特定事業が規則で定める規模を超える場合において、土砂等による埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行うときは、当該安定計算を記載した書面</u> 十八 <u>擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。）</u> 十九 <u>雨水等を適切に排水しなければ埋立て等をした土砂等が流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあつては、当該特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面</u> 二十 <u>法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類</u> 二十一 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 (許可の基準)
第八条 <u>削除</u> (土砂等の搬入計画の変更の届出) 第九条 <u>条例第十条第一項の規定による変更の届出をしようとする者（以下「変更届出者」という。）は、埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書（別記様式第六号）に第七条第二項各号で定める書類のうち変更に係る事項に関するものを添えて、知事に提出しなければならない。</u> (削除) (削除) (削除) 2 条例第十条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 一 <u>埋立等事業の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）</u> 二 <u>条例第八条第二項第五号の埋立等区域</u> に搬入する土砂等の数量の変更（当	第八条 <u>条例第九条第一項第三号の規則で定める技術上の基準は、別表第二のとおりとする。</u> 2 <u>条例第九条第一項第四号の土地の所有者の承認は、特定事業に係る土地所有者の承認書（別記様式第五号）により行うものとする。</u> 3 <u>条例第九条第三項の規則で定める規模は、土砂等による埋立て等の高さ（特定事業により生じる法(のり)面の最下部（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）が十五メートルを超えるものであることとする。</u> (変更の許可の申請等) 第九条 <u>条例第十条第一項の規定による変更の許可を受けようとする者（以下「変更申請者」という。）は、特定事業変更許可申請書（別記様式第六号）に次に掲げる書類</u> を添えて、知事に提出しなければならない。 一 <u>第七条第三項各号に掲げる書類のうち変更に係る事項に関するもの</u> 二 <u>変更申請者が個人である場合にあつては、第七条第三項第七号に掲げる書類（本項又は条例第八条第三項の規定により既に提出されたものを除く。）</u> 三 <u>変更申請者が法人である場合にあつては、第七条第三項第八号に掲げる書類（本項又は条例第八条第三項の規定により既に提出されたものを除く。）</u> 2 条例第十条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 一 <u>特定事業</u> の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。） 二 <u>条例第八条第二項第六号の特定事業区域</u> に搬入する土砂等の数量の変更（当

該土砂等の数量を減少させるものに限る。) (削除) 3 条例第十条第二項の規定による届出は、埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。 一 搬入計画の届出をした者の氏名又は住所の変更の場合にあっては、住民票の写し 二 法人の名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書 4 条例第十条第三項の規定による届出は、埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。 一 承継した者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類 イ 被相続人との続柄を証する書類 ロ 承継した者の住民票の写し ハ その他知事が必要と認める書類 二 承継した者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類 イ 合併契約書又は分割契約書の写し ロ 法人の登記事項証明書 ハ 吸収合併又は吸収分割により事業の全部を承継した法人にあっては、現に行っている事業の概要を説明する書類 ニ その他知事が必要と認める書類	該土砂等の数量を減少させるものに限る。) 三 施工計画の変更（前二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。) 3 条例第十条第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 変更の内容及びその理由 三 前二号に掲げるもののほか、知事が定める事項 4 条例第十条第三項の規定による届出は、特定事業軽微変更届出書（別記様式第七号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。 一 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し 二 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合（代表者の氏名の変更については、次号に規定する場合を除く。）にあっては、法人の登記事項証明書 三 法人の役員が新たに就任した場合にあっては、法人の登記事項証明書及び当該役員の住民票の写し
(土砂等の搬入の事前届出) 第十条 条例第十一条第一項の規則で定める土砂等の数量は、五千立方メートルとする。 2 条例第十一条第一項の規定による届出は、土砂等搬入届出書（別記様式第八号）を提出して行うものとする。 3 条例第十一条第二項の規則で定める<u>埋立等区域</u>に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等が<u>性状基準</u>に適合していることを証する書面は、土砂等を排出する場所の管理者が発行する土砂等排出元証明書（別記様式第九号）によるものとする。 4 条例第十一条第二項の規則で定める<u>埋立等区域</u>に搬入しようとする土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面は、搬入しようとする土砂等の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真、検体試料採取調書（別記様式第十号）並びに計量士（計量法（平成四年法律第五十一号）第二百二十二条第一項の規定により登録された者であって、計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第五十条第一号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。第十八条第一項第二号において同じ。）が発行した土壌検査証明書（別記様式第十一号。第十八条第一項第一号において単に「土壌検査証明書」という。）とす	(土砂等の搬入の事前届出) 第十条 条例第十一条第一項の規則で定める土砂等の数量は、五千立方メートルとする。 2 条例第十一条第一項の規定による届出は、土砂等搬入届出書（別記様式第八号）を提出して行うものとする。 3 条例第十一条第二項の規則で定める<u>特定事業区域</u>に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の<u>性状が基準</u>に適合していることを証する書面は、土砂等を排出する場所の管理者が発行する土砂等排出元証明書（別記様式第九号）によるものとする。 4 条例第十一条第二項の規則で定める<u>特定事業区域</u>に搬入しようとする土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面は、搬入しようとする土砂等の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真、検体試料採取調書（別記様式第十号）並びに計量士（計量法（平成四年法律第五十一号）第二百二十二条第一項の規定により登録された者であって、計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第五十条第一号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。第十八条第一項第二号において同じ。）が発行した土壌検査証明書（別記様式第十一号。第十八条第一項第一号において単に「土壌検査証明書」という。）とす

る。 5 前項の搬入しようとする土砂等の土壌検査は、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。 6 条例第十一条第二項第二号の規則で定める法令等は、次の各号に掲げるものとする。 一 採石法 二 砂利採取法 7 条例第十一条第二項第二号の規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等であることを証する書面は、土砂等に係る売渡し・譲渡証明書（別記様式第十二号）又はこれに準ずる書面とする。 <u>（性状基準）</u> 第十一条 条例第十一条第二項の性状基準は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）別表第一上欄に掲げる第一種建設発生土、第二種建設発生土又は第三種建設発生土（これらにセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものを除く。）に該当する性状であるものとする。 <u>（埋立等事業の完了等の届出）</u> 第十二条 条例第十二条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出して行うものとする。 一 埋立等事業を完了したとき 埋立等事業完了届出書（別記様式第十三号） 二 埋立等事業を廃止し、又は休止したとき 埋立等事業廃止（休止）届出書（別記様式第十四号） 三 休止した埋立等事業を再開しようとするとき 埋立等事業再開届出書（別記様式第十五号） 2 前項第一号及び第二号の届出書には、埋立等区域の出来形に関する図面（前項第二号の届出書にあっては、埋立等区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出を防止するために必要な措置に関する図面を含む。）を添えなければならない。 第十三条から第十五条まで 削除	る。 5 前項の搬入しようとする土砂等の土壌検査は、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。 6 条例第十一条第二項第二号の規則で定める法令等は、次の各号に掲げるものとする。 一 採石法 二 砂利採取法 7 条例第十一条第二項第二号の規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等であることを証する書面は、土砂等に係る売渡し・譲渡証明書（別記様式第十二号）又はこれに準ずる書面とする。 <u>（土砂等の性状の基準）</u> 第十一条 条例第十一条第三項第三号の規則で定める基準は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）別表第一上欄に掲げる第一種建設発生土、第二種建設発生土又は第三種建設発生土（これらにセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものを除く。）に該当する性状であるものとする。 <u>（特定事業の完了等の手続）</u> 第十二条 条例第十二条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出して行うものとする。 一 特定事業を完了したとき 特定事業完了届出書（別記様式第十三号） 二 特定事業を廃止し、又は休止したとき 特定事業廃止（休止）届出書（別記様式第十四号） 三 休止した特定事業を再開しようとするとき 特定事業再開届出書（別記様式第十五号） 2 前項第一号及び第二号の届出書には、特定事業区域の出来形に関する図面（前項第二号の届出書にあっては、特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面を含む。）を添えなければならない。 <u>（地位の承継の届出等）</u> 第十三条 条例第十三条第二項の規定による届出は、特定事業地位承継届出書（別記様式第十六号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。 一 承継した者が個人である場合にあっては、次のイからニまでに掲げる書類 イ 被相続人との続柄を証する書類 ロ 第七条第三項第四号、第六号及び第七号に掲げる書類 ハ 第七条第三項第二十号に掲げる書類（条例第八条第三項（条例第十条第六
--	--

	<u>項において準用する場合を含む。)の規定により既に提出されたものを除く。)</u> <u>ニ その他知事が必要と認める書類</u> <u>二 承継した者が法人である場合にあっては、次のイからホまでに掲げる書類</u> <u>イ 合併契約書又は分割契約書の写し</u> <u>ロ 吸収合併又は吸収分割により特定事業の全部を承継した法人にあっては、第七条第三項第五号、第六号及び第八号に掲げる書類並びに現に行っている事業の概要を説明する書類</u> <u>ハ 新設合併又は新設分割により設立した法人にあっては、第七条第三項第五号及び第六号に掲げる書類</u> <u>ニ 前号ハに掲げる書類</u> <u>ホ その他知事が必要と認める書類</u> <u>(特定事業に係る標識の掲示)</u> <u>第十四条 条例第十五条第一項の標識は、特定事業に関する標識（別記様式第十七号）によるものとする。</u> <u>2 条例第十五条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</u> <u>一 許可を受けた年月日及び許可の番号</u> <u>二 埋立て等の目的</u> <u>三 特定事業を行う場所の所在地</u> <u>四 特定事業を行う者の住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）及び電話番号</u> <u>五 特定事業の期間</u> <u>六 特定事業区域の面積</u> <u>七 土砂等の排出の場所及び搬入予定数量</u> <u>八 施工管理者の氏名</u> <u>(帳簿の記載)</u> <u>第十五条 条例第十六条第一項の規定による帳簿の記載は、特定事業施工管理台帳（別記様式第十八号）により毎日行うものとする。</u> <u>2 条例第十六条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>一 特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称</u> <u>二 特定事業区域の位置及び面積</u> <u>三 土砂等埋立等区域の位置及び面積</u> <u>四 記録者の氏名</u> <u>五 土砂等の搬入時刻</u> <u>六 搬入車両の登録番号</u> <u>七 土砂等を運搬した者の氏名又は法人の名称</u>
--	--

(埋立等区域内土壌検査) 第十六条 搬入計画の届出をした 者は、次の各号に掲げる日から起算して六月を経過する日又は次の各号に掲げる日から計算して埋立等区域に 搬入した土砂等の数量が五千立方メートル（土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われていない県内の土地から排出され、又は採取された土砂等であって土壌基準に適合するものと知事が認めたものについては、一万立方メートル）を超える日のいずれか早い日（以下「検査基準日」という。）をもって、条例第十七条第一項に規定する土壌検査（埋立等区域から 排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「埋立等区域内土壌検査」という。）を行う義務を負うものとする。 一 埋立等区域 へ土砂等の搬入を開始した日 二 前回の検査基準日 2 搬入計画の届出をした者は、埋立等事業を完了し、廃止し、若しくは休止したとき又は埋立等事業の期間が満了したとき _____ は、前項の規定にかかわらず、それらの日をもって、埋立等区域内土壌検査 _____ を行う義務を負うものとする。 3 埋立等区域内土壌検査 のための試料は、知事の指定する職員の立会いの上、これを採取しなければならない。 4 埋立等区域内土壌検査は、次に 掲げる方法により行うものとする。 一 埋立等区域内土壌検査 _____ は、次の表の上欄に掲げる埋立等区域の _____ 面積に応じ、当該埋立等区域 _____ をそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上の区域に等分して行うこと。 表 略 二 埋立等区域内土壌検査 _____ のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から五メートルから十メートルまでの四地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と	八 搬入車両の運転者の氏名 九 搬入した土砂等の数量 十 土砂等の積込み場所 十一 施工作業の内容 3 条例第十六条第二項の規定による報告は、条例第八条第一項の許可を受けた日（再開したときは、再開した日。以下この項において同じ。）から三月ごと（月の中途において当該許可を受けたとき（再開したときは、再開したとき。）は、当該許可を受けた日の属する月を一月とみなす。）に遅滞なく、特定事業施工状況報告書（別記様式第十九号）に当該期間の特定事業施工管理台帳の写しを添えて行うものとする。 (特定事業区域内土壌検査) 第十六条 特定事業の許可を受けた者は、次の各号に掲げる日から起算して六月を経過する日又は次の各号に掲げる日から計算して特定事業区域に搬入した土砂等の数量が五千立方メートル（土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われていない県内の土地から排出され、又は採取された土砂等であって土壌基準に適合するものと知事が認めたものについては、一万立方メートル）を超える日のいずれか早い日（以下「検査基準日」という。）をもって、条例第十七条第一項に規定する土壌検査（特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「特定事業区域内土壌検査」という。）を行う義務を負うものとする。 一 特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日 二 前回の検査基準日 2 特定事業の許可を受けた者は、特定事業を完了し、廃止し、若しくは休止したとき、若しくは特定事業の期間が満了したとき、又は特定事業の許可の取消しを受けたときは、前項の規定にかかわらず、それらの日をもって、特定事業区域内土壌検査 _____ を行う義務を負うものとする。 3 特定事業区域内土壌検査 のための試料は、知事の指定する職員の立会いの上、これを採取しなければならない。 4 特定事業区域内土壌検査は、次に掲げる方法により行うものとする。 一 特定事業区域内土壌検査は、次の表の上欄に掲げる土砂等埋立等区域の _____ 面積に応じ、当該土砂等埋立等区域 _____ をそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上の区域に等分して行うこと。 表 略 二 特定事業区域内土壌検査 _____ のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から五メートルから十メートルまでの四地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と
---	---

当該区域の境界との中間地点四地点）の土壌について行うこと。 三 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取する地点において等量とし、採取後、第一号の規定により等分された一つの区域ごとに混合し、それぞれ一つの試料とすること。 四 <u>埋立等区域内土壌検査</u> は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。 （水質検査） 第十七条 条例第十七条第一項に規定する排出される水の検査（以下「水質検査」という。）については、前条第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「<u>土壌検査</u>（<u>埋立等区域</u> から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「<u>埋立等区域内土壌検査</u>」という。）」とあるのは「排出される水の検査（以下この条において「水質検査」という。）」と、同条第二項及び第三項中「<u>埋立等区域内土壌検査</u>」とあるのは「水質検査」と読み替えるものとする。 2 水質検査は、前項の規定により読み替えて準用する前条第三項の規定により採取した試料について、<u>別表第二</u>の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。 （<u>埋立等区域内土壌検査</u> 及び水質検査の報告） 第十八条 条例第十七条第一項の規定による報告は、<u>埋立等区域内土壌検査等報告書</u>（別記様式第二十号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。 一 <u>埋立等区域内土壌検査</u> 当該<u>埋立等区域内土壌検査</u>に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第十六条第三項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び土壌検査証明書 二 水質検査 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第一項の規定により読み替えて準用する第十六条第三項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び計量士が発行した水質検査証明書（別記様式第二十一号） 2 条例第十七条第一項の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。 一 第十六条第一項の規定により行う<u>埋立等区域内土壌検査</u>又は前条第一項の規定により読み替えて準用する第十六条第一項の規定により行う水質検査 第十六条第一項各号に該当する日から一月を経過する日 二 第十六条第二項の規定により行う<u>埋立等区域内土壌検査</u>又は前条第一項の規定により読み替えて準用する第十六条第二項の規定により行う水質検査 知	当該区域の境界との中間地点四地点）の土壌について行うこと。 三 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取する地点において等量とし、採取後、第一号の規定により等分された一つの区域ごとに混合し、それぞれ一つの試料とすること。 四 <u>特定事業区域内土壌検査</u>は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。 （水質検査） 第十七条 条例第十七条第一項に規定する排出される水の検査（以下「水質検査」という。）については、前条第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「<u>土壌検査</u>（<u>特定事業区域</u>から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「<u>特定事業区域内土壌検査</u>」という。）」とあるのは「排出される水の検査（以下この条において「水質検査」という。）」と、同条第二項及び第三項中「<u>特定事業区域内土壌検査</u>」とあるのは「水質検査」と読み替えるものとする。 2 水質検査は、前項の規定により読み替えて準用する前条第三項の規定により採取した試料について、<u>別表第三</u>の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。 （<u>特定事業区域内土壌検査</u>及び水質検査の報告） 第十八条 条例第十七条第一項の規定による報告は、<u>特定事業区域内土壌検査等報告書</u>（別記様式第二十号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。 一 <u>特定事業区域内土壌検査</u> 当該<u>特定事業区域内土壌検査</u>に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第十六条第三項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び土壌検査証明書 二 水質検査 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第一項の規定により読み替えて準用する第十六条第三項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び計量士が発行した水質検査証明書（別記様式第二十一号） 2 条例第十七条第一項の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。 一 第十六条第一項の規定により行う<u>特定事業区域内土壌検査</u>又は前条第一項の規定により読み替えて準用する第十六条第一項の規定により行う水質検査 第十六条第一項各号に該当する日から一月を経過する日 二 第十六条第二項の規定により行う<u>特定事業区域内土壌検査</u>又は前条第一項の規定により読み替えて準用する第十六条第二項の規定により行う水質検査 知
--	---

事の定める日

(書類の備置き等)

第十九条 条例第十八条第一項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

一 第九条第一項、第三項及び第四項に規定する埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書の写し

二 第十条第二項に規定する土砂等搬入届出書及びその添付書類の写し

三 前条第一項に規定する埋立等区域内土壌検査等報告書 及びその添付書類の写し

第二十条 削除

(身分証明書)

第二十一条 条例第二十四条第三項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式第二十二号) によるものとする。

(知事が指定する市町村)

第二十二条 条例第二十五条第一項の知事が指定する市町村は、土砂等による埋立て等の規制に係る内容の条例を制定し、若しくは制定しようとする市町村のうち、知事が当該市町村の長と協議し、当該条例がこの条例の趣旨に即したものと認めるものとする。

2 条例第二十五条第二項の告示には、指定する市町村の名称を記載するものとする。

別表第一 (第三条、第十条、第十六条関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	日本産業規格K〇一〇二一三 十四・三、十四・四又は十四・五に定める方法

事の定める日

(書類の備置き等)

第十九条 条例第十八条第一項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

一 第九条第四項 に規定する 特定事業軽微変更届出書 の写し

二 第十条第二項に規定する土砂等搬入届出書及びその添付書類の写し

三 前条第一項に規定する特定事業区域内土壌検査等報告書及びその添付書類の写し

(車両の表示)

第二十条 条例第十九条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨

二 特定事業区域の所在地 (特定事業区域の所在地の全てを記載することができないときは、当該特定事業区域を代表する所在地)

三 特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称

四 特定事業の許可番号

五 特定事業区域に土砂等を運搬する者の氏名又は法人の名称

(身分証明書)

第二十一条 条例第二十四条第三項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式第二十二号) によるものとする。

(市町村を指定する告示の記載事項)

第二十二条 (新設)

① 条例第二十五条第二項の告示には、指定する市町村の名称を記載するものとする。

別表第一 (第三条、第十条、第十六条関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	日本産業規格K〇一〇二の五十五・二、五十五・三又は五十五・四に定める方法

全シアン	検液中に検出されないこと。	<u>日本産業規格K〇一〇二一・二 九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五、九・六（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは九・七の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「昭和四十六年環境庁告示第五十九号」という。）付表一（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法</u>	全シアン	検液中に検出されないこと。	<u>日本産業規格K〇一〇二の三十八に定める方法（日本産業規格K〇一〇二の三十八・一・一及び三十八の備考十一に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「昭和四十六年環境庁告示第五十九号」という。）付表一に掲げる方法</u>
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	<u>日本産業規格K〇一〇二一・四 七・二・一及び七・二・三に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P N にあつては日本産業規格K〇一〇二一・四 七・二・一、七・二・二・二及び七・二・五又は七・二・一及び七・二・六に定める方法（ただし、七・二・六に定める方法により測定する場合において、七・二・二のクリーンアップを行うときは、七・二・二・二に定める操作とする。）</u>	有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	<u>排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号。以下「昭和四十九年環境庁告示第六十四号」という。）付表一に掲げる方法又は日本産業規格K〇一〇二の三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表二に掲げる方法）</u>
鉛	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一〇二一・三 十三・二、十三・三、十三・四又は十三・五に定める方法</u>	鉛	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一〇二の五十四に定める方法</u>

六価クロム	検液一リットルにつき○ ・○二ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一〇二 一三 二十四・三（二十 四・三・三及び二十四・ 三・七を除く。）に定め る方法</u>	六価クロム	検液一リットルにつき○ ・○二ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一〇二 の六十五・二（日本産業 規格K〇一〇二の六十五 ・二・二及び六十五・二 ・七 を除く。）に定め る方法</u>
砒(ひ)素	検液一リットルにつき○ ・〇一ミリグラム以下 （埋立て等を行う場所の 土地利用目的が農用地 （田に限る。銅の項及び 別表第二備考第二号にお いて同じ。）である場合 にあっては、検液一リッ トルにつき○・〇一ミリ グラム以下、かつ、試料 一キログラムにつき十五 ミリグラム未満）	<u>検液中濃度に係るものに あつては日本産業規格K 〇一〇二一三 二十・ 二、二十・三、二十・四 又は二十・五に定める方 法、農用地に係るものに あつては農用地土壌汚染 対策地域の指定要件に係 る砒(ひ)素の量の検定の 方法を定める省令（昭和 五十年総理府令第三十一 号）第一条第三項及び第 二条に規定する方法</u>	砒(ひ)素	検液一リットルにつき○ ・〇一ミリグラム以下 （埋立て等を行う場所の 土地利用目的が農用地 （田に限る。銅の項及び 別表第三備考第二号にお いて同じ。）である場合 にあっては、検液一リッ トルにつき○・〇一ミリ グラム以下、かつ、試料 一キログラムにつき十五 ミリグラム未満）	<u>検液中濃度に係るものに あつては日本産業規格K 〇一〇二の六十一に定め る方法、農用地に係るも のにあつては農用地土壌 汚染対策地域の指定要件 に係る砒(ひ)素の量の検 定の方法を定める省令 （昭和五十年総理府令第 三十一号）第一条第三項 及び第二条に規定する方 法</u>
総水銀	検液一リットルにつき○ ・〇〇〇五ミリグラム以 下	<u>昭和四十六年環境庁告示 第五十九号付表二に掲げ る方法</u>	総水銀	検液一リットルにつき○ ・〇〇〇五ミリグラム以 下	<u>昭和四十六年環境庁告示 第五十九号付表二に掲げ る方法</u>
アルキル水銀	検液中に検出されないこ と。	<u>昭和四十六年環境庁告示 第五十九号付表三及び昭 和四十九年環境庁告示第 六十四号付表一に掲げる 方法</u>	アルキル水銀	検液中に検出されないこ と。	<u>昭和四十六年環境庁告示 第五十九号付表三及び昭 和四十九年環境庁告示第 六十四号付表三に掲げる 方法</u>
P C B	検液中に検出されないこ と。	<u>昭和四十六年環境庁告示 第五十九号付表四に掲げ る方法</u>	P C B	検液中に検出されないこ と。	<u>昭和四十六年環境庁告示 第五十九号付表四に掲げ る方法</u>
銅	埋立て等の用に供する場 所の土地利用目的が農用 地である場合にあって は、試料一キログラムに つき百二十五ミリグラム 未満	<u>農用地土壌汚染対策地域 の指定要件に係る銅の量 の検定の方法を定める省 令（昭和四十七年総理府 令第六十六号）第一条第 三項及び第二条に規定す る方法</u>	銅	埋立て等の用に供する場 所の土地利用目的が農用 地である場合にあって は、試料一キログラムに つき百二十五ミリグラム 未満	<u>農用地土壌汚染対策地域 の指定要件に係る銅の量 の検定の方法を定める省 令（昭和四十七年総理府 令第六十六号）第一条第 三項及び第二条に規定す る方法</u>
ジクロロメタン	検液一リットルにつき○	<u>日本産業規格K〇一二五</u>	ジクロロメタン	検液一リットルにつき○	<u>日本産業規格K〇一二五</u>

	・〇二ミリグラム以下	<u>五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</u>			・〇二ミリグラム以下	<u>の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</u>
四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>		四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	<u>地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成九年環境庁告示第十号。以下「平成九年環境庁告示第十号」という。）付表に掲げる方法</u>		クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	<u>地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成九年環境庁告示第十号。以下「平成九年環境庁告示第十号」という。）付表に掲げる方法</u>
一・二—ジクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法</u>		一・二—ジクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法</u>
一・一—ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</u>		一・一—ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</u>
一・二—ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	<u>シス体にあつては日本産業規格K〇一二五五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K〇一二五五・一、五・二又は五・三・一に定める方法</u>		一・二—ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	<u>シス体にあつては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法</u>
一・一・一—トリクロロエタン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>		一・一・一—トリクロロエタン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>
一・一・二—トリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>		一・一・二—トリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五五・一、五・二、五・</u>		トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・</u>

		<u>三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>				<u>三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>		テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>
一・三ージクロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五五・一、五・二又は五・三・一に定める方法</u>		一・三ージクロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法</u>
チウラム	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五に掲げる方法</u>		チウラム	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五に掲げる方法</u>
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法</u>		シマジン	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法</u>
チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法</u>		チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法</u>
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</u>		ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</u>
セレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一〇二一三 二十六・二、二十六・三又は二十六・四に定める方法</u>		セレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一〇二の六十七・二、六十七・三又は六十七・四に定める方法</u>
ふっ素	検液一リットルにつき〇・八ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一〇二一二 五・二及び五・三、五・二及び五・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリ</u>		ふっ素	検液一リットルにつき〇・八ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一〇二の三十四・一（日本産業規格K〇一〇二の三十四の備考一を除く。）若しくは三十四・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリット</u>

		<u>ウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K〇一七〇一六 六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)</u> に定める方法、五・二（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。）及び五・五又は五・二及び五・六に定める方法
ほう素	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一〇二一三 五・二、五・五又は五・六に定める方法</u>
一・四—ジオキサン	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法</u>

(削除)

別表第二（第十七条関係）

項目	測定方法
----	------

		<u>ル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K〇一七〇一六の六 図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)</u> に定める方法又は日本産業規格K〇一〇二の三十四・一・一c）（注（二）第三文及び日本産業規格K〇一〇二の三十四の備考一を除く。）に定める方法懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法
ほう素	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	<u>日本産業規格K〇一〇二の四十七・一、四十七・三又は四十七・四に定める方法</u>
一・四—ジオキサン	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表八に掲げる方法</u>

別表第二（第八条関係）

別表第三（第十七条関係）

項目	測定方法
----	------

カドミウム	<u>日本産業規格K〇一〇二一三 十四・三、十四・四又は十四・五に定める方法</u>	カドミウム	<u>日本産業規格K〇一〇二の五十五・二、五十五・三又は五十五・四に定める方法</u>
全シアン	<u>日本産業規格K〇一〇二一二 九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五若しくは九・六（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法</u>	全シアン	<u>日本産業規格K〇一〇二の三十八・一・二（日本産業規格K〇一〇二の三十八の備考十一を除く。以下同じ。）及び三十八・二に定める方法、日本産業規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・三に定める方法、日本産業規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・五に定める方法又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法</u>
有機燐	<u>日本産業規格K〇一〇二一四 七・二・一及び七・二・三に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあっては日本産業規格K〇一〇二一四 七・二・一、七・二・二・二及び七・二・五又は七・二・一及び七・二・六に定める方法（ただし、七・二・六に定める方法により測定する場合において、七・二・二のクリーンアップを行うときは、七・二・二・二に定める操作とする。）</u>	有機燐	<u>昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表一に掲げる方法又は日本産業規格K〇一〇二の三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表二に掲げる方法）</u>
鉛	<u>日本産業規格K〇一〇二一三 十三・二、十三・三、十三・四又は十三・五に定める方法</u>	鉛	<u>日本産業規格K〇一〇二の五十四に定める方法</u>
六価クロム	<u>日本産業規格K〇一〇二一三 二十四・三（二十四・三・三及び二十四・三・七を除く。）に定める方法</u>	六価クロム	<u>日本産業規格K〇一〇二の六十五・二（日本産業規格K〇一〇二の六十五・二・二及び六十五・二・七を除く。）に定める方法</u>
砒素	<u>日本産業規格K〇一〇二一三 二十・三、二十・四又は二十・五に定める方法</u>	砒素	<u>日本産業規格K〇一〇二の六十一・二、六十一・三又は六十一・四に定める方法</u>
総水銀	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表二に掲げる方法</u>	総水銀	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表二に掲げる方法</u>

アルキル水銀	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表三に掲げる方法</u>
P C B	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表四に掲げる方法</u>
銅	<u>日本産業規格K〇一〇二一三 十一・三、十一・四、十一・五又は十一・六に定める方法</u>
ジクロロメタン	<u>日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</u>
四塩化炭素	<u>日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	<u>平成九年環境庁告示第十号付表に掲げる方法</u>
一・二—ジクロロエタン	<u>日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法</u>
一・一—ジクロロエチレン	<u>日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</u>
一・二—ジクロロエチレン	<u>シス体にあつては日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一に定める方法</u>
一・一・一—トリクロロエタン	<u>日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>
一・一・二—トリクロロエタン	<u>日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>
トリクロロエチレン	<u>日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>
テトラクロロエチレン	<u>日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>

アルキル水銀	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表三に掲げる方法</u>
P C B	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表四に掲げる方法</u>
銅	<u>日本産業規格K〇一〇二の五十二・二、五十二・三、五十二・四又は五十二・五に定める方法</u>
ジクロロメタン	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</u>
四塩化炭素	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	<u>平成九年環境庁告示第十号付表に掲げる方法</u>
一・二—ジクロロエタン	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法</u>
一・一—ジクロロエチレン	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</u>
一・二—ジクロロエチレン	<u>シス体にあつては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法</u>
一・一・一—トリクロロエタン	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>
一・一・二—トリクロロエタン	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>
トリクロロエチレン	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>
テトラクロロエチレン	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法</u>

一・三—ジクロロプロペン	<u>日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一に定める方法</u>	一・三—ジクロロプロペン	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法</u>
チウラム	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五に掲げる方法</u>	チウラム	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五に掲げる方法</u>
シマジン	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法</u>	シマジン	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法</u>
チオベンカルブ	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法</u>	チオベンカルブ	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法</u>
ベンゼン	<u>日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</u>	ベンゼン	<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</u>
セレン	<u>日本産業規格K〇一〇二—三 二十六・二、二十六・三又は二十六・四に定める方法</u>	セレン	<u>日本産業規格K〇一〇二の六十七・二、六十七・三又は六十七・四に定める方法</u>
ふっ素	<u>日本産業規格K〇一〇二—二 五・二及び五・三、五・二及び五・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K〇一七〇—六 六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は五・二（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。）及び五・五に定める方法</u>	ふっ素	<u>日本産業規格K〇一〇二の三十四・一（日本産業規格K〇一〇二の三十四の備考一を除く。）若しくは三十四・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K〇一七〇—六の六 図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は日本産業規格K〇一〇二の三十四・一・一c）（注（二）第三文及び日本産業規格K〇一〇二の三十四の備考一を除く。）に定める方法懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和四十六年環</u>

ほう素	<u>日本産業規格K〇一〇二一三 五・二、五・五又は五・六に定める方法</u>		ほう素	<u>境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法</u>	
一・四一ジオキサン	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法</u>		一・四一ジオキサン	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表八に掲げる方法</u>	
水素イオン濃度	<u>日本産業規格K〇一〇二一一 十二に定める方法</u>		水素イオン濃度	<u>日本産業規格K〇一〇二の十二・一に定める方法又は昭和四十九年環境庁告示第六十四号に定める方法</u>	
備考一 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。			備考一 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。		
二 この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。			二 この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。		

附 則（令和七年三月三十一日規則第四十号）

- この規則は、令和七年五月二十六日から施行する。ただし、別表第一測定方法の欄及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、同年四月一日から施行する。
- 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に行った群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第十条第四項の土壤検査、同規則第十六条第一項の特定事業区域内土壤検査及び同規則第十七条第一項において読み替えて準用する同規則第十六条第一項の水質検査については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 様式新旧対照表

改正案	現行												
<u>別記様式第 1 号</u> <u>削除</u>	<u>別記様式第 1 号（規格 A 4）（第 4 条関係）</u> 地方公共団体に準ずる者の認定申請書 年 月 日 群馬県知事 あて 主たる事務所の所在地 申請者 名称及び代表者の氏名 電話番号 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第 4 条第 3 項の規定による地方公共団体に準ずる者の認定を受けたいので、次のとおり申請します。 1 申請者への資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資の受入総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額 (1) 出資の受入総額 千円（ 年 月 日現在） (2) 地方公共団体別の出資金額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">地方公共団体名</th><th style="width: 30%;">出資金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td align="right">千円</td></tr> <tr><td> </td><td align="right">千円</td></tr> <tr><td> </td><td align="right">千円</td></tr> <tr><td> </td><td align="right">千円</td></tr> <tr><td align="center">合 計</td><td align="right">千円</td></tr> </tbody> </table> 2 土砂等による埋立て等に係る事業の実績 3 添付書類 (1) 定款又は寄附行為 (2) 法人の登記事項証明書 (3) 直近 3 年間に終了した各事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書 (4) その他知事が必要と認める書類	地方公共団体名	出資金額		千円		千円		千円		千円	合 計	千円
地方公共団体名	出資金額												
	千円												
	千円												
	千円												
	千円												
合 計	千円												

別記様式第2号（規格A4）（第7条関係）

(表)

埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書

年 月 日

群馬県知事 宛て

住所

届出者 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

埋 立 て 等 の 目 的		
埋 立 等 区 域 の	位置	面積（実測）
位 置 及 び 面 積		m ²
埋立等事業を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
埋 立 等 区 域 に 搬入する土砂等の数量		m ³
埋立等区域の周辺の 地域の生活環境の保全 に 関 する 計 画		
そ の 他		

備考 欄に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。

別記様式第2号（規格A4）（第7条関係）

(表)

特定事業許可申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

住所

申請者 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

埋 立 て 等 の 目 的		
特 定 事 業 区 域 の	位置	面積（実測）
位 置 及 び 面 積		m ²
土砂等埋立等区域の	位置	面積（実測）
位 置 及 び 面 積		m ²
特定事業を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
特 定 事 業 区 域 に 搬入する土砂等の数量		m ³
特 定 事 業 の 施 工 に 関 する 計 画		
特定事業区域の周辺の 地域の生活環境の保全 及び災害の発生の防止 に 関 する 計 画		
(申請者が法人の場合)	氏名	
役員の氏名及び住所	住所	
施工管理者の氏名及び 住所並びに通常所在す る事務所等の所在地及 び 電 話 番 号	氏名	
	住所	
	通常所在する事務所等の所在地	
	通常所在する事務所等の電話番号	
そ の 他		

備考 欄に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。

(裏)	
添付書類	1 埋立等区域の位置を示す図面
	2 埋立等区域の付近の見取図
	3 届出者が個人である場合にあっては、届出者の住民票の写し
	4 届出者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書
	5 埋立等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図の写し又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
	6 埋立等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
	7 埋立等区域の計画平面図及び計画断面図
	8 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
	9 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(裏)	
添付書類	1 特定事業区域の位置を示す図面
	2 特定事業区域の付近の見取図
	3 土砂等埋立等区域の見取図
	4 申請者が個人である場合にあっては、申請者の住民票の写し
	5 申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書、法人の役員の全員の住民票の写し
	6 特定事業施工に係る資金調達計画書（別記様式第3号）
	7 申請者が個人である場合にあっては、資産及び負債に関する調書（別記様式第4号）、直近3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
	8 申請者が法人である場合にあっては、直近3年間に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
	9 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図の写し又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
	10 申請者が特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあっては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類
	11 特定事業の施工が請負によって行われる場合にあっては、当該請負の契約書の写し
	12 施工管理者の住民票の写し
	13 特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
	14 特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図
	15 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書
	16 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
	17 条例第9条第3項の特定事業が規則で定める規模を超える場合において、安定計算を行うときは、当該安定計算を記載した書面
	18 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。）
	19 雨水等を適切に排水しなければ埋立て等をした土砂等が流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあっては、当該特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面
	20 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類
	21 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

群馬県収入証紙又は領収済証明書貼付欄

別記様式第3号から別記様式第5号まで 削除

別記様式第3号（規格A4）（第7条関係）

特定事業施工に係る資金調達計画書	
内訳	金額（千円）
特定事業の施工に必要な資金の総額	
土地	
事務所	
運搬車両等	
調達方法	自己資金
	借入金
	（借入先）
	その他
	増資
備考 内訳欄については、事業計画に応じて適宜変更すること。	

別記様式第4号（規格A4）（第7条関係）

資産及び負債に関する調書			
年 月 日現在			
資産の種別	内訳	数量	価格又は金額（千円）
現金及び預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資産計			
負債の種別	内訳	数量	価格又は金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負債計			

備考 欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。

別記様式第5号（規格A4）（第8条関係）

特定事業に係る土地所有者の承認書

特定事業許可申請者（ ）が当方の所有地である次表の土地において行う特定事業については、異議がないので承認します。

所在地及び地番	地目	地積（公簿）（㎡）	備考

また、承認の前提として、次の事項について、特定事業許可申請者から、 年 月 日 に説明を受け、その内容を確認しました。

1	申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2	特定事業区域の位置及び面積
3	特定事業の期間
4	特定事業区域に搬入する土砂等の数量
5	特定事業の施工に関する計画
6	特定事業に供する施設の設置計画（施設の位置を含む。）
7	特定事業が完了した場合の特定事業区域の出来形
8	特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画
9	特定事業の施工を管理する者（施工管理者）の氏名
10	特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号

上記のとおり、承認したことを証するため、署名します。

年 月 日

土地所有者 住所
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

注 土地所有者が法人の場合は、代表者の氏名を記名の上、担当者が署名することができる。

別記様式第6号（規格A4）（第9条関係）

<u>埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書</u>		
年 月 日		
群馬県知事 宛て		
住所		
届出者 氏名		
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）第10条の規定により、埋立等事業に係る土砂等の搬入計画の変更について、次のとおり届け出ます。		
搬入計画の届出年月日	年 月 日	
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 の 理 由		
備考1 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第7条第2項各号に掲げる書類のうち変更に係る事項に関するものを添付すること。		
2 条例第10条第2項の規定による届出にあっては、規則第9条第3項各号に掲げる書類を添付すること。		
3 条例第10条第3項の規定による届出にあっては、規則第9条第4項各号に掲げる書類を添付すること。		

別記様式第6号（規格A4）（第9条関係）

(表) <u>特定事業変更許可申請書</u>		
年 月 日		
群馬県知事 へ		
住所		
申請者 氏名		
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第10条第1項の規定による変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。		
許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号	
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 の 理 由		

(裏)

群馬県収入証紙又は領収済証明書貼付欄

- 備考1 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という）第7条第3項各号に掲げる書類のうち変更に係る事項に関するものを添付すること。
- 2 変更申請者が個人である場合にあつては、規則第7条第3項第7号に掲げる書類（規則第9条第1項又は群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）第8条第3項の規定による既に提出されたものを除く。）を添付すること。
- 3 変更申請者が法人である場合にあつては、規則第7条第3項第8号に掲げる書類（規則第9条第1項又は条例第8条第3項の規定による既に提出されたものを除く。）を添付すること。

特定事業軽微変更届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所

届出者 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第 1 0 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号	
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 年 月 日		

備考 1 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること。

2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書を添付すること。

3 法人の役員が新たに就任した場合にあっては、法人の登記事項証明書及び当該役員の住民票の写しを添付すること。

別記様式第 8 号（規格 A 4）（第 10 条関係）

土砂等搬入届出書	
年 月 日	
群馬県知事 <u>宛て</u>	
住所	
届出者 氏名	
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定により届け出た土砂等の搬入計画に係る土砂等の搬入を行いたいのので、同条例第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。	
搬入計画の届出年月日 _____	年 月 日 _____
今回の届出に関する土砂等の排出場所及び土砂等を排出する者	(排出場所) 所在地 工事名 (排出する者) 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号
搬入しようとする土砂等の予定量	合計 m ³
添 付 書 類	①土砂等排出元証明書（別記様式第 9 号） ②土壌検査の試料を採取した位置図 ③土壌検査の試料を採取した現場写真 ④検体試料採取調書（別記様式第 1 0 号） ⑤土壌検査証明書（別記様式第 1 1 号）

備考 この届出書は、土砂等を搬入しようとする日の 1 0 日前までに提出すること。

別記様式第 8 号（規格 A 4）（第 10 条関係）

土砂等搬入届出書	
年 月 日	
群馬県知事 <u>あて</u>	
住所	
届出者 氏名	
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定による許可 _____ に係る土砂等の搬入を行いたいのので、同条例第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。	
許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号
今回の届出に関する土砂等の排出場所及び土砂等を排出する者	(排出場所) 所在地 工事名 (排出する者) 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号
搬入しようとする土砂等の予定量	合計 m ³
添 付 書 類	①土砂等排出元証明書（別記様式第 9 号） ②土壌検査の試料を採取した位置図 ③土壌検査の試料を採取した現場写真 ④検体試料採取調書（別記様式第 1 0 号） ⑤土壌検査証明書（別記様式第 1 1 号）

備考 この届出書は、土砂等を搬入しようとする日の 1 0 日前までに提出すること。

別記様式第 9 号（規格 A 4）（第 10 条関係）

土砂等排出元証明書

年 月 日

群馬県知事 宛て

住所

土砂等の排出者 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定により届け出た土砂等の搬入計画について、埋立等区域に搬入する土砂等は、次の工事施工場所から排出したものであること及び当該土砂等が性状基準に適合していることを証明します。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事に係る土砂等の総排出量及び 当該特定事業区域搬入予定量	総排出量 m ³ 当該特定事業区域搬入予定量 m ³
今回の証明に係る土砂等の排出量	m ³
今回の証明に係る土砂等の性状	第一種建設発生土 第二種建設発生土 第三種建設発生土
今 回 の 証 明 に 係 る 土 砂 等 を 運 搬 す る 者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
今回の証明に係る土砂等による 埋立て等を行う特定事業の 許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 今回の証明に係る土砂等の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 上欄の区分のうち該当するものを丸で囲むこと。

別記様式第 9 号（規格 A 4）（第 10 条関係）

土砂等排出元証明書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所

土砂等の排出者 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定による許可を受けた特定事業区域に搬入する土砂等は、次の工事施工場所から排出したものであること及び当該土砂等の性状が基準に適合していることを証明します。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事に係る土砂等の総排出量及び 当該特定事業区域搬入予定量	総排出量 m ³ 当該特定事業区域搬入予定量 m ³
今回の証明に係る土砂等の排出量	m ³
今回の証明に係る土砂等の性状	第一種建設発生土 第二種建設発生土 第三種建設発生土
今 回 の 証 明 に 係 る 土 砂 等 を 運 搬 す る 者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
今回の証明に係る土砂等による 埋立て等を行う特定事業の 許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 今回の証明に係る土砂等の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 上欄の区分のうち該当するものを丸で囲むこと。

別記様式第 1 2 号（規格 A 4）（第 10 条関係）

土砂等に係る売渡し・譲渡証明書

年 月 日

様

住所

証明者 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項により届け出た土砂等の搬入計画に係る埋立等区域に搬入する土砂等については、砕石法又は砂利採取法に基づく採取計画の認可等を受けている下記の採取場所から採取された土砂等であることに相違ありません。

認可採取場所在地	
採取計画認可番号	
認可期間	年 月 日 ～ 年 月 日
認可採取量	m ³
売渡し又は譲渡の数量	m ³
売渡し又は譲渡の期間	年 月 日 ～ 年 月 日

別記様式第 1 2 号（規格 A 4）（第 10 条関係）

土砂等に係る売渡し・譲渡証明書

年 月 日

様

住所

証明者 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の許可を受けた特定事業区域に搬入する土砂等については、砕石法又は砂利採取法に基づく採取計画の認可等を受けている下記の採取場所から採取された土砂等であることに相違ありません。

認可採取場所在地	
採取計画認可番号	
認可期間	年 月 日 ～ 年 月 日
認可採取量	m ³
売渡し又は譲渡の数量	m ³
売渡し又は譲渡の期間	年 月 日 ～ 年 月 日

別記様式第 1 3 号（規格 A 4）（第 12 条関係）

<u>埋立等事業完了届出書</u>	
年 月 日	
群馬県知事 <u>宛て</u>	
住所	
届出者 氏名	
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定により届け出た土砂等の搬入計画（同条例第 1 0 条第 1 項により変更を届け出た 場合にあっては、当該変更後の搬入計画を含む。）に係る埋立等事業を 完了したので、同条例第 1 2 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。	
搬入計画の届出年月日	年 月 日
計 画 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
備考 完了した埋立等区域 の出来形に関する図面を添付すること。	

別記様式第 1 3 号（規格 A 4）（第 12 条関係）

<u>特定事業完了届出書</u>	
年 月 日	
群馬県知事 <u>あて</u>	
住所	
届出者 氏名	
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定による許可 (同条例第 1 0 条第 1 項の変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を含む。)に係る特定事業を 完了したので、同条例第 1 2 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。	
許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号
計 画 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
備考 完了した特定事業区域 の出来形に関する図面を添付すること。	

埋立等事業廃止（休止）届出書

年 月 日

群馬県知事 宛て住所
届出者 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定により届け出た
土砂等の搬入計画（同条例第 1 0 条第 1 項の変更を届け出た 場合にあっては、当該
変更後の搬入計画を含む。）に係る埋立等事業を廃止（休止）したので、同条例第 1 2
条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出年 月日	年 月 日	—	—	—
計 画 期 間 及 び 廃 止 年 月 日	計画期間	年 月 日	～	年 月 日
又 は 休 止 期 間	廃止年月日	年 月 日		
	(休止期間	年 月 日	～	年 月 日)

備考 埋立等区域の 出来形に関する図面並びに埋立等区域以外の区域への土砂等の飛
散及び流出 を防止するために必要な措置に関する図面
を添付すること。

特定事業廃止（休止）届出書

年 月 日

群馬県知事 あて住所
届出者 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定による許可
（同条例第 1 0 条第 1 項の変更の許可を受けた場合にあっては、当該
変更の許可 を含む。）に係る特定事業を 廃止（休止）したので、同条例第 1 2
条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた 年 月日及び許可の番号	年 月 日	群馬県指令 第 号
計 画 期 間 及 び 廃 止 年 月 日	計画期間	年 月 日
又 は 休 止 期 間	廃止年月日	年 月 日
	(休止期間	年 月 日

備考 特定事業区域の出来形に関する図面及び特定事業区域以外の区域への土砂等の飛
散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面
を添付すること。

別記様式第 1 5 号（規格 A 4）（第 12 条関係）

群馬県知事宛て

住所
届出者氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

年

月

日

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定により届け出た土砂等の搬入計画（同条例第 1 0 条第 1 項の変更を届け出た場合にあっては、当該変更後の搬入計画を含む。）に係る埋立等事業を再開したいので、同条例第 1 2 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出年月日	年 月 日
休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
再開年月日	年 月 日

別記様式第 1 6 号から別記様式第 1 9 号まで 削除

別記様式第 1 5 号（規格 A 4）（第 12 条関係）

群馬県知事あて

住所
届出者氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

年

月

日

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定による許可（同条例第 1 0 条第 1 項の変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を含む。）に係る特定事業を再開したいので、同条例第 1 2 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号
休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
再開年月日	年 月 日

別記様式第 1 6 号（規格 A 4）（第 13 条関係）

特定事業地位承継届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所
届出者 氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の許可（同条例第10条第1項の変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を含む。）を受けた者の地位を承継したので、同条例第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号
承継前の許可 を受けた者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
承継の理由	
承継年月日	

備考1 承継した者が個人である場合にあっては、次のイからニまでに掲げる書類を添付すること。

- イ 被相続人との続柄を証する書類
- ロ 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第7条第3項第4号、第6号及び第7号に掲げる書類
- ハ 規則第7条第3項第20号に掲げる書類（条例第8条第3項（条例第10条第6項において準用する場合を含む。）の規定により既に提出されたものを除く。）
- ニ その他知事が必要と認める書類

2 承継した者が法人である場合にあっては、次のイからホに掲げる書類を添付すること。

- イ 合併契約書又は分割契約書の写し
- ロ 吸収合併又は吸収分割により特定事業の全部を承継した法人にあっては、規則第7条第3項第5号、第6号及び第8号に掲げる書類並びに現に行っている事業の概要を説明する書類
- ハ 新設合併又は新設分割により設立した法人にあっては、規則第7条第3項第5号及び第6号に掲げる書類
- ニ 規則第7条第3項第20号に掲げる書類（条例第8条第3項（条例第10条第6項において準用する場合を含む。）の規定により既に提出されたものを除く。）
- ホ その他知事が必要と認める書類

別記様式第 17 号（規格 A 4）（第 14 条関係）

特定事業に関する標識	
許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号
埋立て等の目的	
特定事業を行う場所 の所在地	
特定事業を行う者の住所、氏名 及び電話番号	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号
特定事業の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
特定事業区域の面積	m ²
土砂等の排出場所及び搬入予定数量	排出場所 搬入予定数量 m ³
施工管理者の氏名	

備考 縦は 120 センチメートル以上、横は 90 センチメートル以上とすること。

別記様式第18号（規格A4）（第15条関係）

特定事業施工管理台帳						年 月 日 ()
特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称			面積	㎡	記録者の氏名	
特定事業区域の位置			面積	㎡		
	土 砂 等 の 搬 入 時 刻	搬入車両の登録番号	土砂等を運搬した者の 氏名又は法人の名称	搬 入 車 両 の 運 転 者 の 氏 名	搬入した土砂等の 数 量 (㎡)	土 砂 等 の 積 込 み 場 所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

施工作業の内容

別記様式第19号（規格A4）（第15条関係）

特定事業施工状況報告書

群馬県知事 あて

報告者

住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第16条第2項の規定により、特定事業の施工の状況を次のとおり報告します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号				
特定事業区域の面積	㎡ (うち実施済面積 ㎡)				
特定事業区域に搬入される土砂等の数量	㎡ (うち実施済数量 ㎡)				
今回の報告に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
排出場所・工事名等	搬入予定 量 (㎡)	前回累計 量 (㎡)	今回報告 量 (㎡)	累計量 (㎡)	備考
合 計					

備考 今回の報告に係る期間の特定事業施工管理台帳（別記様式第18号）の写しを添付すること。

別記様式第 2 0 号（規格 A 4）（第 18 条関係）		別記様式第 2 0 号（規格 A 4）（第 18 条関係）					
埋立等区域内土壌検査等報告書 群馬県知事宛て 住所 報告者氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 1 7 条第 1 項の規定による埋立等区域内土壌検査等の結果を次のとおり報告します。 <table><tr><td>搬入計画の届出年月日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 土砂等又は排出水の採取地点・・・別添位置図、現場写真及び検体試料採取調書（別記様式第 1 0 号）のとおり 土壌に係る検査証明書・・・別添のとおり 水質に係る検査証明書・・・別添のとおり 備考 不要の文字は、横線で消すこと。		搬入計画の届出年月日	年 月 日	特定事業区域内土壌検査等報告書 群馬県知事あて 住所 報告者氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 1 7 条第 1 項の規定による特定事業区域内土壌検査等の結果を次のとおり報告します。 <table><tr><td>許可を受けた年月日及び許可の番号</td><td>年 月 日 群馬県指令 第 号</td></tr></table> 土砂等又は排出水の採取地点・・・別添位置図、現場写真及び検体試料採取調書（別記様式第 1 0 号）のとおり 土壌に係る検査証明書・・・別添のとおり 水質に係る検査証明書・・・別添のとおり 備考 不要の文字は、横線で消すこと。		許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号
搬入計画の届出年月日	年 月 日						
許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号						

(表)

身分証明書		第 号
写 真 縦 3 cm 横 2 cm	群 馬 県	所属 職名 氏名
		年 月 日生
上記の者は、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第24条第2項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。 年 月 日		
群馬県知事		印

(裏)

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例抜粋

(報告の徴収及び立入検査等)

第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、埋立等区域の土地の所有者、土砂等を排出する者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、土砂等による埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に埋立等区域若しくは土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、埋立等区域の土地の所有者若しくは土砂等を排出する者の事務所、事業所その他土砂等による埋立て等に関係のある場所に立ち入り、埋立て等の状況若しくは書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限の分量に限り埋立等区域の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(3) 第24条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第24条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(表)

身分証明書		第 号
写 真 縦 3 cm 横 2 cm	群 馬 県	所属 職名 氏名
		年 月 日生
上記の者は、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第24条第2項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。 年 月 日		
群馬県知事		印

(裏)

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例抜粋

(報告の徴収及び立入検査等)

第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域又は特定事業区域の土地の所有者、土砂等を排出する者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、土砂等による埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に土砂等埋立等区域若しくは特定事業区域若しくは土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域若しくは特定事業区域の土地の所有者若しくは土砂等を排出する者の事務所、事業所その他土砂等による埋立て等に関係のある場所に立ち入り、埋立て等の状況若しくは書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限の分量に限り土砂等埋立等区域若しくは特定事業区域の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(4) 第24条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第24条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。